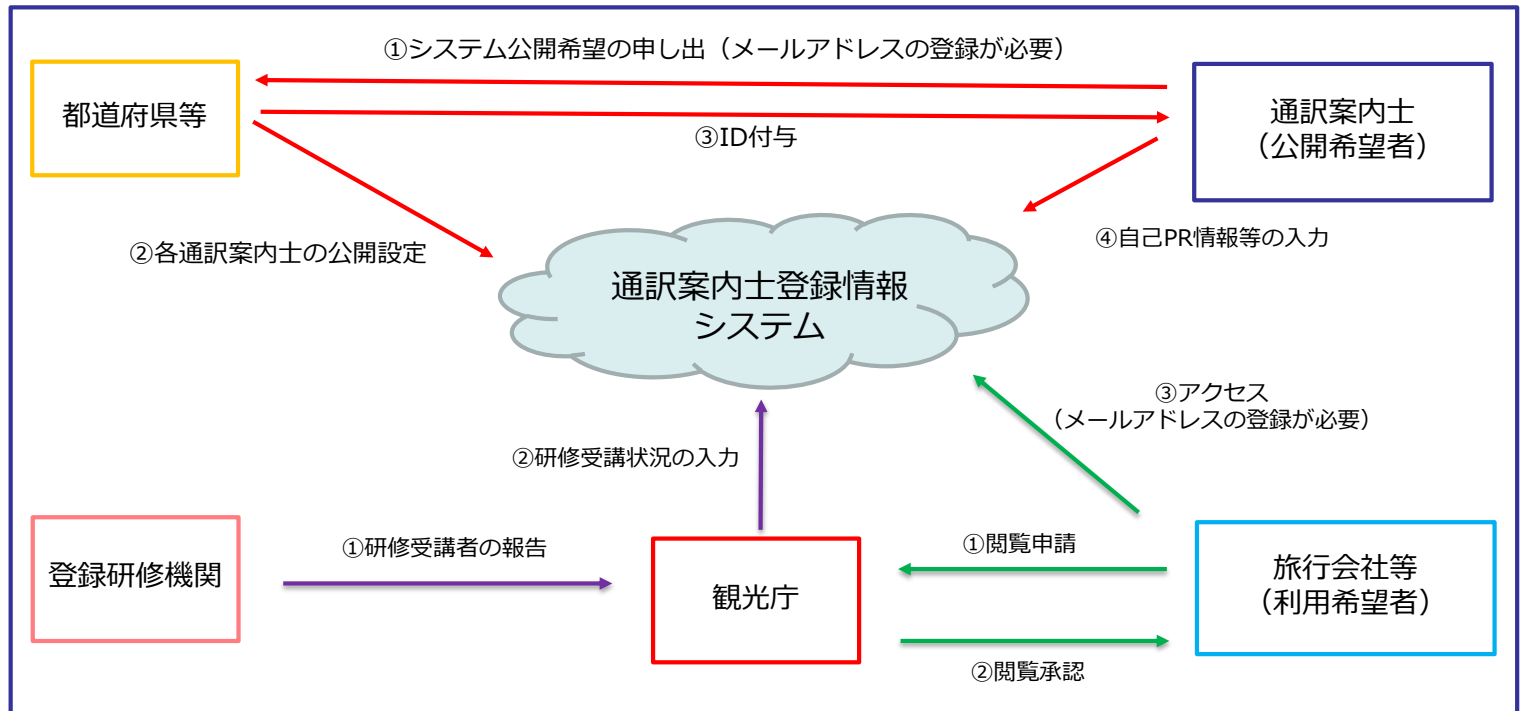


# 通訳案内士登録情報検索サービスのご案内

## 通訳案内士登録情報検索サービスの 旅行業者等への公開を開始します。

観光庁が構築している、通訳案内士登録情報検索サービスは、これまで通訳案内士からの公開希望の受付、自己PR情報等の入力を行ってまいりましたが、改正通訳案内士法が施行される平成30年1月4日より、旅行会社等（下記閲覧対象者）からの閲覧申請受付を開始し、順次閲覧の承認を行います。これにより、公開を希望した通訳案内士の情報が旅行会社等（下記閲覧対象者）から閲覧できるようになります。

## 通訳案内士登録情報検索サービスの概要



※通訳案内士の情報は、通訳案内士自身が公開希望の申請を行い、システム上で操作を行わない限り、旅行会社等閲覧されることはありません。また、旅行会社等も申請を行い、承認された者のみ閲覧が可能です。

### 【閲覧対象者（旅行業者等、閲覧申請ができる方）】

- (1)旅行業者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業）
- (2)旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）
- (3)旅館業法に基づくホテル及び旅館
- (4)労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- (5)日本版DMO登録団体

※自治体に対しては、別途閲覧権限を付与いたします。

申請方法については裏面をご覧ください。

# 通訳案内士登録情報検索サービス閲覧申請要領

## 【閲覧申請方法と必要書類等】

- ① 閲覧対象者（旅行業者等、閲覧申請ができる方）(1)～(5)のいずれかであることを確認ください。
- ② 閲覧申請に必要な書面(下記参照)とログイン時に使用するメールアドレスをご用意ください。

### 閲覧対象者と必要な書面

承認対象となる事業の許可等を有することを証する書面（閲覧対象者ごとに異なります）

- (1)旅行業者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業）…旅行業登録を証する書面の写し
- (2)旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）…旅行サービス手配業の登録を証する書面の写し
- (3)旅館業法に基づくホテル及び旅館…旅館業法に基づく許可を証する書面の写し
- (4)労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者…労働者派遣法、職業安定法に基づく許可を証する書面の写し
- (5)日本版DMO登録団体…日本版DMO登録を証する書面の写し

※旅行業者の場合は旅行業登録通知書（又は旅行業更新登録通知書）など、各対象の許可又は登録行政庁より交付された書面

- ③ インターネットにて通訳案内士登録情報検索サービス閲覧申請（下記URL）へアクセスの上、ウェブ操作マニュアル（サービス利用申請編）をご参照の上、閲覧申請を開始してください。  
<https://japanese-nationalguide.jp/jtap/serviceAppRequest>
- ④ 閲覧申請完了後、おおむね1ヶ月以内に利用承認または否認の連絡が観光庁より登録したメールアドレス宛に送付されます。

## 【その他】

- 申請は各社、各団体任意です。閲覧を希望し、複数支店・店舗をお持ちの場合は共有のメールアドレスを使用するなどし、代表者（代表部署）1者が申請操作をいただくよう、お願いいたします。
- 閲覧が承認された者の情報は、観光庁ホームページ等で通訳案内士に公開する場合がございます。
- 本サービスより取得した個人情報については、個人情報保護法の規定により適切に取り扱ってください。
- その他、利用規約、操作マニュアルや通訳案内士向けの案内、最新情報につきましては、観光庁ホームページの通訳ガイド制度ページをご覧ください。

### 【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 観光人材政策室 担当：小田、中井

連絡先：03-5253-8111（内線 27-331、27-332）

FAX 03-5253-1585、Eメール [hqt-tuuyaku@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-tuuyaku@ml.mlit.go.jp)